

江別市移住支援金・対象要件チェックリスト

(1)共通要件（全員）※次の全てに該当

- 次のいずれかに該当する
 - ①住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住していた。
 - ②住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京圏(※1)内の条件不利地域(※2)以外の地域に在住し、東京23区内に通勤していた。
- 次のいずれかに該当する
 - ①住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住していた
 - ②住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏(※1)内の条件不利地域(※2)以外の地域に在住し、東京23区内に通勤していた（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができます）。
- 令和4年4月1日以降に江別市に転入した。
- 移住支援金の申請時において、江別市に移住後、在住期間が1年以内である。
- 江別市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して在住する意思を有している。
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない。
- 日本人であること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者もしくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する。

(2)就業要件（①～③のいずれか必須）

①就業の場合 ※次の全てに該当

- 勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在する。
- 就業先が、北海道が移住支援金の対象法人としてマッチングサイト(※3)に掲載している求人である（以下、対象法人）。
- 就業者にとって、3親等以内の親族が、代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でない。
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、申請時において在職している。
- 求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象として求人が掲載された日以降である。
- 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地への変更ではなく、新規の雇用である。

②起業の場合

- 1年以内に北海道の地域課題解決型起業支援事業費補助金(※4)の交付決定を受けている。

③テレワーク移住の場合 ※次の全てに該当

- 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う。
- 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されてない。

(3)世帯に関する要件（「世帯」で申請する方のみ）※次の全てに該当

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していた。 |
| <input type="checkbox"/> 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属している。 |
| <input type="checkbox"/> 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和4年4月1日以降に転入した。 |
| <input type="checkbox"/> 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において転入後、在住期間が1年以内である。 |
| <input type="checkbox"/> 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。 |

(4)18歳未満の子に関する要件（「子の加算」を申請する方のみ）※次の全てに該当

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 申請者を含む18歳未満の世帯員が移住元において、同一世帯に属していた。 |
| <input type="checkbox"/> 申請者を含む18歳未満の世帯員が申請時において、同一世帯に属している。 |
| <input type="checkbox"/> 申請者を含む18歳未満の世帯員がいずれも、令和4年4月1日以降に転入した。 |
| <input type="checkbox"/> 申請者を含む18歳未満の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において転入後、在住期間が1年以内である。 |
| <input type="checkbox"/> 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。 |
| <input type="checkbox"/> 18歳未満の世帯員が移住支援金の申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満（母子健康手帳で確認できる胎児を含む）である。ただし申請日の属する年度の4月2日が18歳の誕生日の者は対象とする。 |

【用語解説】

※1. 東京圏

東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の区域のうち、別表に掲げる条件不利地域を除いた区域をいう。

※2. 東京圏のうちの条件不利地域

都県名	条件不利地域
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
神奈川県	山北町、真鶴町、清川村

※3. マッチングサイト「北海道公式 移住支援金対象求人就業マッチングサイト」

(<https://hokkaido.saiyo-job.jp/2jhy/recruit/>)

※4. 北海道の地域課題解決型起業支援事業費補助金「起業支援金」

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/a0006/b0003/>)